

総務常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和4年12月7日(水)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和4年12月7日(水)午後0時38分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
3番 安藤 利博君 6番 佐藤 武君 9番 保田 守君
10番 大口 浩志君 14番 松田 勲君 17番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 前田 正之君
総合政策部長 山本 幸治君 財務部長 戸川 邦彦君
消防長 井元 官史君 秘書広報課長 小引 千賀君
政策推進課長 山崎 和枝君 総務課長 花谷 晋一君
くらし安全課長 岡本 和典君 財政課長 原田 幸子君
管財課長 大窄 暢毅君 税務課長 光田 尚人君
消防総務課長兼
通信指令室長 檜原 秀幸君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 土井 常男君 主任 平尾 和也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第56号 赤磐市個人情報保護法施行条例
 - 2) 議第57号 赤磐市個人情報保護審査会条例
 - 3) 議第58号 赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例
 - 4) 議第59号 赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
 - 5) 議第60号 赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例
 - 6) 議第61号 赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
 - 7) 議第62号 赤磐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
 - 8) 議第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 9) 議第64号 赤磐市職員の修学部分休業に関する条例

- 10) 議第 6 5 号 赤磐市職員の高齢者部分休業に関する条例
- 11) 議第 6 6 号 赤磐市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 12) 議第 6 7 号 赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 13) 請願第 6 号 「消費税インボイス制度の実施を当面延期するよう求める」
意見書を国に提出することを求める請願
- 14) その他
 - ・令和 4 年度事業の補正について
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（佐藤 武君） ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

いつものとおりですけれども、換気のため、会議室の出入口については開けたまま進めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。また、会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、執行部の説明及び委員の質疑につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、入矢総務部長が欠席との報告を受けておりますので、併せてお知らせをいたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多忙の中、総務常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日お諮りさせていただくのは、今議会に上程させていただいております条例案件が12件、そして請願第6号ということですが、そのほか、今議会に上程させていただいている補正予算の内容について、あるいは今年度事業の進捗等について御審査をお願いするようになります。どうぞよろしくお願い申し上げまして、挨拶に替えさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第56号赤磐市個人情報保護法施行条例から議第67号赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び請願第6号「消費税インボイス制度の実施を当面延期するよう求める」意見書を国に提出することを求める請願の13件であります。

なお、議案番号は前後しますけれども、本日の委員会の審査については、部ごとに説明の後、質疑を受けさせていただきます。簡単に流れを言いますと、議案審査の後、採決までいきます。それから、請願の審査を行っていただきます。それから、その他に入りまして、事業進捗等についての御意見をいただく流れになりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、総合政策部から、議第58号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎政策推進課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 総合政策部の資料を御覧いただきたいと思います。

2ページ目以降、2ページ目、3ページ目、それから4ページ目に図面をつけさせていただいております。

2ページ目でございます。議第58号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例につ

いてでございます。

こちらは、赤磐・和気線広域路線バスに係る改正となります。こちらの赤磐・和気線につきましては、片上鉄道廃線を受け、平成3年7月1日から運行しておりました民間バスの撤退後、赤磐市と和気町共同で平成27年10月から運行しております。このたび、通勤、通学、通院、買物等の利便性を高めバスの利用促進を図るため、使用料の見直しを行うものでございます。

議案の提案理由の説明、それから質疑のほうで御説明をさせていただいておりますので、補足の説明はございません。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

タブレットに資料も入っておりますので、併せて御覧ください。

ただいまの説明について質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） このことは、以前、2年ぐらい前か、和気が和気町内のバス運行を大々的に変えられたときに、同じ組合で同じ路線でやっと思ったんですが、なぜ今日までそのままだったのか。和気がそのままでええと言うたんか、それとも赤磐市からもアタックがなかったのか、どうしてこの2年後ぐらいにこういう状況になったのかをお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 下山委員がおっしゃられますように、和気町が令和元年度から和気町内の運行を変えられております。そのときに、デマンド型から定時定路線型に変更されております。ですので、そのときに大幅に和気町での料金体系が変更になるということでした。

ということで、そのときにもいろいろ検討がありました。ですが、今回も費用を下げさせていただくということで、赤磐市、それから和気町、両方で運営費を賄っておりますので、そちらの費用負担等がちょっと増額になるということではなかなか踏み切れなかったという状況でございました。ですが、今回、和気町の公共交通会議の会長さんが、町長さんになられますけれども、そちらの町長さんから料金、それから併せて停留所の見直し等の要望もいただきました。ということで、その中でいろいろと検討させていただいて、今回両市町で協議が調いましたということで、このタイミングになりましたが、改正に踏み切ったということでございます。内容としましては、高校生の通学の支援ということで、保護者の方の負担が大きいとか、そういうようなお話を受けてということでございます。ということで、約2年前にはちょっと協議が調いませんでしたけれども、今回協議が調ったということで改正をさせていただくとい

うことでございます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） その件はよく分かりました。

本会議場で他の議員さんが、料金を下げることに何か異論のような質問が出とったと思うんですが、そのときの答弁が、もう少しきちっと、こういうことでこういうことになったんじゃないという順序立てた答弁ができてなかったように思うんですよ。だから、新しくなられた議員さんが今までのいきさつは全くゼロなんで、そういうときに、きちっと福祉の関係で片鉄がなくなったんで、こうこうで始まってこうなったんじゃないというのを説明してあげてもろうて答弁をしてあげると、どうも端で聞きよったんじゃない、もう全く金銭的なことしか言われん話になりますんで、その辺が、代替えで始まって、それが今に変わっていったという変遷を説明してあげてからその最後の説明をしたげるとというのが、ちょっと手落ちの部分があるんじゃないかと思うんですが、それについてどう思われますか。

○総合政策部長（山本幸治君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山本部長。

○総合政策部長（山本幸治君） 質疑に対する説明について、過去の経緯についてちょっと簡略化して説明した部分については申し訳ございませんでした。過去の経緯もありますけれども、特に値下げという部分で踏み切ったところもありますので、今後、一層利便性を向上して利用促進を図っていききたいと、そういう思いでちょっとそこを強く説明をさせていただきました。以後気をつけたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） こういう事業はもう金銭の採算の問題じゃないんで、地域のあれなんで、その辺が質問せられる人に伝わるように説明をしてあげてほしいというふうに思いますんで、よろしく願いします。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 確認というふうな感じになるんですけど、令和3年度のこの利用者が2,595人だったと思うんですけど、このうち定期の利用者、通学、通勤とあると思うんですけど、今回その通学、通勤を一本化されてるんですけど、今まで通学、通勤、それぞれ何名ぐらい利用されてたのか。それを今度は一本化する理由をちょっと教えていただければと思います。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 今まで、おっしゃられますように通勤と通学で分けて定期の設定をしております、通勤のほうが通学よりちょっと割高ということでございました。先ほど下山委員からお話がありましたけれども、和気町の料金体系が特に通勤、通学という仕分もしておりませんので、そちらの料金体系に合わせさせていただいたということでございます。

もちろん、そうしますと歳入は減ってはくるんですけども、路線としては、赤磐市から和気町に往復をするような路線ではございますが、地域といたしましては、和気町を走る距離のほうが長かったりもしますので、和気町の料金設定を、1回の料金、それから定期の料金も順次させていただくという設定にしております。ということで、通勤と通学の定期も1本にさせていただいたということでございます。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） ありがとうございます。

もう一点。私もこれは、今下山委員が言われたように収入の問題じゃないと思ってるんですけど、一応ざっと見たら、多分これは料金が半分ぐらいに押しなべていけばなると思うんですけど、もし分かればなんですけど、その料金を下げたことによる利用者増、あるいは、だから単価を下げたことによる収入減、だからこの収支見直し、もともと料金収入は130万円ぐらいしかないんですから少々のこと言ってもしょうがないんですけど、もしもその辺のことをちょっとつかまれていたら、プラス要因でどのくらい増えて、マイナスどのくらいあって、料金収入はどのくらいになるかなと。少なくなったから云々ということは一切言うつもりはないんですけど、その辺をつかまれておりましたらちょっと教えていただければと思います。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 御指摘のとおり、現行の料金体系のほぼ半額設定ということでございます。先ほど御発言もありましたが、令和3年度の料金収入の実績につきましては、1回乗り、それから定期も込みでございますが、約130万円でございます。ですので、単純に考えますと、ほぼ半額の65万円程度になるかとは思っておりますが、これまでより、特にお買物利用等の方が増加すると見込んでおります。今現在でも、和気町内の塩田地区の方が周囲のほうにお買物ですとか通院ですとか、そういう御利用をされているように、乗降の状況で考えておりますので、そういった方の御利用が増加するのではないかというふうに見込んでおりますので、15万円程度増加するかなということで80万円程度は見込めるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにございますか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 議決後のお話になろうかと思いますが、告知の方法及び時期はどのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） こちらの告知ということで、12月20日に無事に議決をいただけるようなことになりましたら、和気閑谷高校にもお邪魔して御説明に和気町と共に上がりたいと思っておりますし、市内の中学校にも、こういうことがあるんですよというふうにお伝えをしていきたいと思っております。ですが、大変恐縮ではございますけれども、実は11月7日になるんですけれども、地元の新聞社での記事が既に掲載されているということで、市内の中学校の方も既に御存じというお話も聞いております。そして、市内の中学校の、特に吉井中学校が一番関連してくるんですけれども、そちらの学校だより等でもちょっと先にお知らせをさせていただいているというようなお話は聞いております。ですが、正式に告知は今後、議決後速やかに行ってきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 議会の議決が前提ということで、そのあたりよろしく願いいたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、ほかに質疑がないようですので、議第58号については質疑を終了いたします。

続きまして、総務部から、議第56号赤磐市個人情報保護法施行条例を議題とし、これから審査に入ります。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷総務課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部の資料3ページを御覧ください。

議第56号赤磐市個人情報保護法施行条例につきましては、本会議場での提案説明及び質疑での御説明申し上げたとおりでございまして、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 執行部からの説明が終わりました。

質疑があればお願いいたします。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 最近ちょっと吉井地域のことで、亡くなられた人がおって、いろんな問題で税金が、あと子供さんがおられん人が亡くなったりして、もう税金も取れん。せえから、たまたまうちの出身で、土地を持っとられて、田んぼを契約しとる改良区のあれがちょう

ど時期が来たりして送りつけてあったんじゃないけど、亡くなられとったから全然分からなくて、弟さんが片づけに行かれて改良区のほうへ相談があったりしたんですけど、そのことについて改良区から相談があったからお手伝いをちょっとしようたら、吉井支所の受付へ行って、そういう手続をするのに受付が協力的でないんですよ。私が行政書士さんにメモを出しとったんじゃないけど、僕の書いとる字がちょっと違うとったりしたもんじゃないから、そういうのは出てきませんの一言しかないんです。何か不備があるんですかと行政書士が聞いたら、出ませんの一言なんで、そんなことはねえじゃろう、その家のに頼まれてここへ来とんじゃからと言っても協力的でないんですよ。本庁へ聞くんじゃないけど、結局どういうことになったかというたら、本庁まで行ってくれと、支所では出せれんと、こう言う。行政的に協力もして、税金ももらえるように、弟さんが払うてあげると言うてくださるんじゃないから、手続すりゃできるんじゃないけど、そういうことも行政窓口が協力的でないんですよ。じゃから、支所長にもちょっと話をしたんですけど。赤磐市がプラスになることで、個人情報じゃから言えませんか一言で終わるんですよ。行政窓口で、それが正しいか正しいねえんか、ちょっとそれをお聞きしたいんです。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 下山委員の御質問にお答えします。

個人情報、今回保護法を適用になるわけですが、この個人情報保護法につきましては、基本的には生存する個人に関する情報に係るものでございまして、亡くなられた方には係りません。ただし、その情報が生存している方に影響する場合というのは、基本的にこの個人情報保護法が適用されます。基本的に、死亡者の情報につきましては、特に出すことが厳しいものであると思います。個人情報保護法の適用を受けないんですが、特に御家族といいますか、しか出せない、または相続にどうしても必要なものでないとなかなか出せないというような決まりもございまして、御質問のとおり御不便をかけた部分かと思えます。よろしく願います。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 僕もいろいろ人のお世話をしたりしてから手伝いしとるからよく分かつとんじゃないけど、その人は年が大きいわけですよ、90代で。子供さんもおられん。神奈川のほうの人で。それで、地元には本家があるんじゃないから、本家もその兄弟さん、おじいさんじゃから亡くなられて、息子さんも亡くなられて、奥さんが1人おる。だから、相続図を作ろうと思うたら、現存する、生きとる人のところから拾わんだら拾うていけれんのですよね。だから、そのときに、僕が行政書士さんにメモを出しとったのがちょっと字が間違うとって、30分たっても40分たっても解決しないわけですよ。本庁へ何回も電話して聞きよられたんじゃないけど、結局は、現存する人なんじゃないけど、じゃからその亡くなられた人からいけば、本籍地、そこから拾い出して相続図を作らにゃいけないので、じゃから一旦また戻って、横へ振って、こういうよ

うな形になるんで、それを、戸籍を取りに行ったんじゃけど、もうたったひとつ違うとるだけで、そうやって協力してもらえんのですよ。僕は赤磐市に協力しようののに行政の窓口が協力せんというのは、それが正しいか正しくねえんかお聞きしたいんです。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 今、いろんな具体的な事例、お話を聞きました。先ほどの事例もそうですが、市民の方それぞれの状況によりまして、いろんな手続が発生することがあるかと思えます。といたしますか、現在この議案は個人情報保護法の施行条例についてということであるんですが、実際にいろんな窓口で手続を行うのには、その手続に関係します関係法令等もありまして、いわゆる守秘義務とか、そういったものを筆頭にいろんなことがあります。ただ、できることできないことというのが最終的にはあるんですが、そのことを説明するに至っては、市民の方のお気持ちを考えて、御理解をいただけるような説明をちゃんとしていくような必要があるかと思えます。今委員がおっしゃられたことをしっかりと私たちも踏まえまして、これからも各手続等で市民の方に理解をいただきながら事務をしていくよう、私も徹底していかないといけないなと思いました。御理解をよろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 一番ポイントは、本庁へ行ったらできるわけです。何で支所でできるのか。支所には権限がないと言われたんです。最終的に判断する人は本庁、こういう回答なんです。本庁も支所も一緒でしょ。マイナンバーカードは、何か本庁しか出さんという、そんなのはええですよ。じゃけど、普通、一般事務が本庁でなけにゃできんというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、その辺についてどう解釈したらいいでしょうか。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） たくさんの業務がある中で、本庁で事務をさせていただく部分と支所というところは実際あります。全部全く一緒というのが、全体的な関係の中でどうしてもあります。そういったことを踏まえまして、そういった案件に当たったときは、丁寧に市民の方にどういった形で手続を終了していただくかというようなことを考えながら事務をしていく必要があるかと思えます。先ほど言われたことを踏まえまして、しっかりと改善に努めていきたいと思えます。よろしく願いします。

○委員長（佐藤 武君） いいですか。

○委員（下山哲司君） まあいいです。そういう話があったらと思うて認識してください。

○委員長（佐藤 武君） ほかにございますか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 今回の個人情報保護法施行条例は、3つの、国と市と、そして民間と

合わせたものを1つにしたという条例で分かるんですけど、その中で開示請求というのがあって、これが、前は15日だったのが30日になって、さらに内容的に難しいものは、前が45日だったのが30日に短縮されて、合計で60日だから合わせたら一緒なんですけど、赤磐市の条例というのはもともと国に倣ってやっているといるんですけど、15日だったのが30日になって、逆にまた45日が30日になった、これはどこに合わせたということなんですかね。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） この個人情報の関係が、現在確かに15日ということになっております。これは、現在ございます赤磐市の情報公開の条例に合わせたものでございます。今回の30日につきましては、国の決まりといたしますか、国が30日なので、そちらに合わせて30日。トータルの面でいきますと、延長をかける部分は30日ということで60日は変わらないんですが、もう全て国の決まりに合わせてものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 国に合わせてということで、分かりやすいといえば分かりやすいし、最初の15日はちょっと厳しいかなとはもともとと思ってたんで、いいんじゃないかなと思うんですけど。

それと、比較の資料で見ると、前は赤磐市の平成17年の条例で現行だったのが、今度は、国のほうだと思うんですが、平成15年の古いほうに合わせてるような感じなんですけど、個人情報というのはもともと結構いろいろ、今年も改正があったりもしていろいろあると思うんですけど、これは平成15年で間違いないんですかね。ちょっと古いような気がするんですが。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 御質問にお答えします。

個人情報保護に関する法律の施行は平成15年です。これができた後に合併し、赤磐市個人情報保護条例ができたというような形になっていると思います。よろしいですかね。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） いえ、そういう意味じゃなくて、前は、現行は平成17年の、赤磐市合併の年ですよ、これ。条例に従って、平成17年になってるんですが、赤磐市の個人情報保護条例になっとなんですけど、今回は、個人情報の保護に関する法律というふうになっておまして、だから国の法律に合わせているんだと思うんですが、これが平成15年なんですね。赤磐市条例よりも2年古いんです。その後、国の保護条例というのは結構改正されてると思うんですけど、これは平成15年で間違いないんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 個人情報保護に関する法律の制定は、平成15年が最初ですので、

間違いございません。その後、改正とか施行がありまして、今度赤磐市が適用するものは、令和5年4月1日に施行される個人情報保護、改正された保護法が適用するということとなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） もう一点お願いしたいのが、個人情報保護不服審査会委員、これ、日当が現行は8,500円と、もう一つ、個人情報保護制度運営審議会委員があって、今回これが1つになるわけですね。審査会が1つになるんですけど、もともとこの違いは何だったんですか。今さらに申し訳ないんですけど、この2つあったのが1つになるということで、メンバーもちょっと替わるんでしょうかね。その辺も含めて、どういう違いがあったのか、ちょっともう一回。不服審査というのがなくなって、保護審査会に全部委ねるということでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 個人情報保護不服審査会と運営審議会が確かに現状ではございます。この不服審査会につきましては、不服申出に対する審議を行う機関と、あとこの個人情報を赤磐市がどのように運営していくか専門的見地から御意見いただく機関、これは2つに分かれておりました。今回、法律の適用を受けまして、これら2つを1つの審議会で、別々のものでつくるということではなく、1つのもので審議すればいいということになりましたので、この2つを、両方を審議いただくのが個人情報保護審査会ということで1つにしております。個人情報保護不服審査会委員と個人情報保護制度運営審議会委員は今同じ方が委員になっていただいております、この方が引き続き残任期間をこの個人情報保護審査会委員としてやっていただくということで、例規を整理させていただいております。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 二、三、質問したいんですけど、その前にちょっと私が整理してというのは、ちょっとおこがましいんですけど。

普通、赤磐市個人情報保護条例の改正というふうな形で出てくるのが条例改正は多いと思うんですけど、これはそうじゃなくて、赤磐市個人情報保護法施行条例、施行条例ということになってるんですけど、これは本会議の説明の中でもあまり触れなかったんで混乱してるかなと思うんですけど、今回のこの条例の制定は、国の行政機関、個人情報保護法と独立行政法人の保護法、それと個人情報保護法、この3つを統合した個人情報保護法の施行に合わせて施行条例ですよということですけど、今松田委員もちょっと混乱されてるんですけど、もともとのこの3つの法律には地方公共団体は入ってないですよ、適用は。だから、別途、それぞれの地方自治体が条例をつくって、個人情報保護条例をつくってましたよ。それが今回は地方公共団体も個人情報保護法の適用対象になると。だから、附則のほうですか、赤磐市個人情報保

護条例は廃止するとなつて、この条例自体も施行条例になつてるといふ考え方でよろしいんでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 今安藤副委員長が言われたとおりでございます、今回3つの法律がということです。個人情報の保護に関する法律と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3つがございました。個人情報の保護に関する法律、大枠についてのその保護というのは、地方自治体が概念としては個人情報とはこういうものだよというような言葉を引用はしておりましたが、これまで地方自治体、赤磐市も含めてですが、個人情報保護法の適用はありませんでした。しかし、ここで、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中へ第51条、地方自治体もこの法律、個人情報保護法を適用しなさいということをお記されましたので、今回改めて、別建てをとりました赤磐市個人情報保護条例を廃止して保護法の適用をします。その保護法の施行に合わせて必要なものをこの条例で定めているというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 1点は、今松田委員が質問されたんですけど、もともとは赤磐市の条例では、開示までは15日というふうになってた。個人情報保護法はもともと30日だったんですけど、国の法律に合わせて、これはもうしょうがない、30日に合わせてるんですけど、ちょっと数字を見てこようと思って忘れたんですけど、去年がたしか情報公開を請求されたのが五十何件で、そのうち15日を超えて延長したのが5件ぐらいだったと思うんですけど、私がちょっと心配してるのが、今回、30日になったからみんな30日に、以前どおりの手順でいけば15日以内に開示できたのが、私も含めてですけど、期限ぎりぎりまで延ばす習性がどうしても出てきそうなので、今まで15日でできてたんだから、それはなるべく早く、請求があった分については、今までどおり、期限が30日ですから、30日ぎりぎりに出さないといかんというわけじゃないんで、その辺は、だから、法律の規定上30日になりましたけど、可能なものはなるべく早く開示していただくというふうにお願ひというか、そういう運用は可能でしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問にお答えします。

確かに、言われるとおり、30日になったから30日までにしなさいと思いがちなんですが、そこら辺は、まずこの情報につきましては、たどり着くまでに時間がかかる場合、あと全開示、部分開示によって、どこまで開示できるのかと協議する場合、または開示できない場合、様々ございます。特に時間がかかる場合というのは部分開示と文書を見つけるまでの時間でございます、でき得る限り見当がつかましたら早めに交付していくように、内部的にも既

にこういう話をしておりまして、30日になったからというんじゃなしに、これまでどおりなるべく早く出していきたいという協議はもう進めております。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） たしか延長になったのは5件ぐらいだったと思うんで、複雑なケースはしょうがないと思うんですけど、なるべく可能なやつは早くお願いしたいと思うのと、あとちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、今の赤磐市個人情報保護条例第12条にはオンライン結合禁止という条項が入ってます。これは、例の尼崎市のUSBを紛失した事件がありましたけど、オンラインでできないからUSBにデータを落としたんだと思うんですけど、今回の個人情報保護法にはそういう規定は多分ないと思うんです。だから、反対に言えばオンライン結合は可能だということですけど、その辺のセキュリティー、そのオンライン結合してデータ流出のおそれはないのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 確かに、赤磐市個人情報保護条例第12条に、オンライン結合による提供の制限について記載されておりました。今回の法律の一元化によりまして、赤磐市個人情報保護法施行条例においては、オンライン結合の制限に関する規定というのは確かに書いておりません。これは、法律でオンライン化や電子化に伴います個人情報の取扱いについて、今後、デジタル社会ということで、特に制限することは現在においては少し合理性を欠いてくるというようなこともございまして、個人情報の中では制限されていません。そういったことなんですけど、個人情報の安全性を確保していく必要があるということで、個人情報保護法の中へは、提供する側の制限、あと提供先、受ける側も決まりを設けて制限をかける。あと、中間には安全管理装置、機械的に制御する。そういう3つの適切な運用をすることで、行政のデジタル化に対応して実効的な個人情報の保護を諮るということで規定されておりまして、確かにオンライン結合についての制限というのはもう取り外されているという状況でございます。

すいません、分かりにくい説明で申し訳ないですが、以上です。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 私もこういったことはあまり詳しくないんですけど、割合詳しい方にお聞きすれば、オンラインであろうと、そういったセキュリティーはもう完璧にできてるから、かえってUSBで持ち歩いているほうが危ないよというふうなこともおっしゃってました。ということなんだろうと思います。

もう一点お伺いしたいのが、今の赤磐市個人情報保護条例第2条第5号で、実施機関として市長、教育委員会、消防長、議会も入ってるんですね。議会もだから赤磐市個人情報保護条例の適用になってるんですけど、今回の保護法施行条例では、第3条の実施機関、市の機関

(議会を除く)となっております。だから、今まで赤磐市の個人情報保護条例では議会も入ってたんですけど、今回のこの施行条例では議会は外されてるんですけど、これは、執行部にお聞きしていいのかわからないんですけど、議会が持つてる個人情報の保護はどういうふうに今後されるのでしょうか。

○総務課長(花谷晋一君) 委員長。

○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。

○総務課長(花谷晋一君) 御質問の件、言われるとおりでございまして、個人情報保護条例は議会が適用を受けておりましたが、個人情報保護法について議会は適用を受けておりません。これは、国の議会も、あと裁判所も適用を受けないということから、地方議会も適用を受けるべきではないというふうな結論で外されております。ただ、この議会につきましても、個人情報の適正な扱いをしないといけないということで、ここから先につきましては議会側のお話になるとは思いますが、改めてそういうものを制定される必要があるということで多分作業をされると思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長(安藤利博君) だから、これはちょっとこっちに聞くあれじゃないんですね。局長にちょっとじゃあお聞きしますけど。

○委員長(佐藤 武君) それは議会でのまた今後の協議事項だから、ちょっとやめときましよう。

○副委員長(安藤利博君) 要は、だからこの個人情報保護法では、議会は対象になってないということですね。

○委員長(佐藤 武君) 今、安藤副委員長から指摘もありました。議会については今後協議する必要があるという御指摘ですので、改めてまた別の場で協議したいと思えます。

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐藤 武君) それでは、議第56号の質疑を終了いたします。

次に、議第57号赤磐市個人情報保護審査会条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長(花谷晋一君) 委員長。

○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。

○総務課長(花谷晋一君) 総務部資料3ページとなります。

議第57号赤磐市個人情報保護審査会条例につきましても、本会議場で御説明申し上げたとおりで、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございます。

特に補足説明はありませんが、質疑がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ、議第57号についての質疑を終了いたします。

それでは続けて、議第59号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は4ページとなります。

議第59号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これも本会議場で御説明申し上げたとおりでございます。補足説明はございません。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

議第59号に対する質疑がありましたらお願いします。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 議第59号ということにかかわらず、議第59、60、61号の辺りで公営という単語がどこにも出てきてるんですけど、それらを取りまとめたような質問は今してもいいんですかね。別の場所のほうがいいですか。

○委員長（佐藤 武君） いいですよ。議第59号でもあるんで、公営ということについて質疑があればしてください。

○委員（大口浩志君） 我々、選挙に出た経験がある側の方、それからいわゆる選挙管理委員会の事務の御経験のある職員さんは多分実感していただけるのかなと思いますが、公営の説明書、矢印をつけて、分かりやすく多分書いていただいていると思うんですけど、矢印の数が物すごく多くて、ここでいわゆる単価の改定とか、そんなことももちろんなんですけど、いわゆる選挙事務を簡素化するようなことは、末端の市町村でできる範囲とできない範囲もあろうかと思いますが、基本的には末端の市町村での運用面というようなことになるのか、事務手続の簡素化をやっていっていかないと業務量がどんどん増えるだけということを危惧するんですけど、そういうことは現実的には無理なんじゃないでしょうか。両方が楽になれると思うんですが。

○委員長（佐藤 武君） 御趣旨は理解できましたでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 選挙公営の事務をなるべく簡素化できないかという御質問だったと思います。

これにつきましては、確かに選挙管理委員会の事務量も膨大なものとなっております。確認が疎かになっては多分駄目なんだということから今の状況に、こういう制度を設けていると思います。何か、話合いの中でこういう部分、確実に確認ができる、こういうやり方もあるというようなことが見つかりましたら、そういうものは研究して変えていきたいというふうに思いますが、今の仕組みというのは基本的に最低限確認しなければいけない部分というのを確認するための手順であるというふうに認識いたしております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか。ありますか。

これは、公職選挙法に基づく、いわゆる公がポスターをつくりましょうということで条例をつくるわけなので、自治体によっては、これはつくりませんよという判断も可能ですよね。

花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 条例に定めて公営することができるというものでございますから、基本的には条例を定めなければ公営しない市町村も、ポスターがあるかないかというのは分かりませんが、ビラなどは赤磐市のように、してなかったわけですから、しないことはできます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） ちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、念のためにちょっと確認させてください。

御説明では、消費税が8%から10%に上がった、その関係の単価の改定ですよという御説明だったんですけど、このポスターの525円から541円、これだけがちょっと消費税だけじゃないような感じがする。ほかのところは全部その8%から10%に上がった関係だろうと思うんですけど、これだけはちょっとほかの要素も、計算がちょっと、細かいことで申し訳ないんですが、合わないんで、ほかの要素が何か入ってるんであれば御説明いただければと思います。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問にお答えします。

御指摘いただいたとおりでございます、このポスターにつきましては、一部人件費、物価の変動等を少し考慮した部分がございますので、割り戻してもそのままの数字にならないということになっております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、ほかに質疑もないようですので、議第59号についての質疑を終了いたします。

続きまして、議第60号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料の4ページを御覧いただければと思います。

議第60号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましても、本会議場で御説明申し上げましたとおりでございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

本案に対する質疑がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 特に質疑もないようですので、議第60号の質疑を終了いたします。

続きまして、議第61号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料5ページを御覧いただければと思います。

議第61号赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例につきましても、本会議場で御説明申し上げたとおりでございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

議第61号について質疑がありましたらお願いします。

松田委員。

○委員（松田 勲君） この条例は我々にとってはありがたい条例ではあるんですけど、これは国が決めたのが数年前だったと思うんですが、聞いたら、よその市はもう既に施行してというか、聞いてるんですけど、今回赤磐市がやることになった、なぜかというか、この時期にという、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 今回、正式にこの条例を上げさせていただきましたのは、最終的な決定といたしますか、上程に関する決定は、選挙管理委員会で議論いただきまして、これはビラについても考慮するべきだろうというような状況になったということでございますが、なぜ

2年前にしなかったのかということを見ますと、周りの市町村等を見まして、まだ数が少なかったということで、ちょっと足踏みしていた状態だったというふうに伺っております。今回、他の市町の様子を見まして、正式にやっぴかんといけんということで、選挙管理委員会で決定し、今回の条例を上げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ということは、国の情報はあったんですね。ビラを、前回のうちの選挙のときもありましたけど、その時点で公費で負担することができるということは、国のあれにはもともとあったわけですね。ただ、赤磐市が選挙管理委員会でまだそこまで話ができてなかったということで、今回は導入しようということに決まったということではないんですか。

どちらかといえば、もう少し、結構、他市を聞いたらもう早うからやっぴるといふのを聞いたもんで、何で赤磐市は遅いかなといふのがちょっとあるんで、その辺の情報等、どういふふうにするかといふのをもう少し早くキャッチするなりして、制度を導入するんだしたら導入するで、それと合わせてやる、今後いろいろあると思うんですけど、やるべきだと思ふんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 確かに、平成31年4月（後刻訂正）からだったと思います。このビラについては公営が導入可能というようなことがありましたが、確かにそのときには一步遅れて今回に至ったわけでございます。今後につきましても、国の情報等を察知しながら、なるべく制度の導入を迅速に、できるものについては協議を進めてまいって、なるべく早く対応してまいりたいといふふうには思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ぜひお願ひしたいんですけど、これに限らず、いろんな制度とか条例とか、こいうふうに出すときには、いろんな情報をしっかりつかんで、他市がどうのこうのではなく、市として、せっかくこいう国の制度があるんだしたら、その裏づけになる資金とか、いろんなものをしっかり合わせて導入すべきだと思ふんですが、今後ともこいうふうにやっぴいただきたいんです。他市の状況を見てやるといふのは遅過ぎると思ふんで、どんなでしようか。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 言われるとおりの部分もあるといふふうには認識しております。選挙管理委員会を含めまして、その中で様々な御指摘いただいたことも含めて議論はしてまいりたいといふふうには考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤 武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、ほかに質疑もないようですので、議第61号の質疑を終了します。

ここで、約1時間を過ぎましたので休憩をしたいと思います。11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（佐藤 武君） それでは、委員会を再開します。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 先ほど議第61号の御質問の中でお答えしたことに关しまして、一部誤りがありましたので訂正させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） はい、お願いします。

○総務課長（花谷晋一君） それでは、先ほどビラの公営の開始可能の時期が平成31年4月と申し上げましたが、平成31年3月が正しいので、そちらの訂正をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

それでは続きまして、議第62号赤磐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料6ページをお開きいただければと思います。

議第62号赤磐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、本会議場で御説明申し上げたとおりでございます。補足説明はございません。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 特に補足説明もありませんが、議第62号について質疑を受けます。

保田委員。

○委員（保田 守君） ちょっとお聞きしたいんですけど、これは60歳から段階的に令和13年までで65歳定年となるような形にするということなんですけど、今まで定年から5年、再雇用で勤めてましたよね。これはもう61歳、62歳、63歳、64歳、65歳で定年という流れになっとなんですけど、同じような形でいって、最後に65歳で定年で、再雇用の方は70歳まで勤めてもらうというようなことになるんでしょうか。別に規約があって、それに伴って、この下のほうへ書いとる部分のところに、ここは65歳まで今までのもんをすることができると3で書いとんじやけど、今度の条項が変わってくるんじやろうかね。65歳から70歳まで勤めることができるという

ふうな形になっていくんですかね。その辺はどうなるんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 保田委員の御質問にお答えします。

総務部資料の6ページなんですけど、そこへ先ほどの定年延長に関する記載がございます。その下から7行目、定年前再任用短時間勤務制度の導入ということで書いております。ここへ書いておられますとおり、再任用につきましては、70歳まで延びるのではなく、任期は65歳まで、そこの部分は変わらないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 保田委員、よろしいですか。

保田委員。

○委員（保田 守君） ほんなら、定年は延長されるんだけど、65歳でもうきっちり定年ということで、その後の再雇用というのはないということですか。

○委員長（佐藤 武君） 65歳過ぎの雇用はあるんですかというお尋ねだと思うんですが。

○委員（保田 守君） 何か、ここへ書いてる限りでは理解できないので、今までどおりのものが継続するのかなと思ったんですけど、どうなんでしょう。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 御質問の趣旨からいいますと、再任用が70歳まで延びるのかというような御質問なんだと思うんですが。

基本的には、定年が65歳まで延びますが、再任用は基本的には、今度、今まで再任用とっていたものが、定年前再任用と特例再任用というものがございます。定年前再任用というのは、60歳が来たら退職して、その後、再任用でお願いするというようなものと、この定年延長で61歳、62歳、延びている間、仮に62歳の話をする、62歳までは定年延長できます。でも、63歳から65歳までは特例再任用ということで、法律が変更のある間は、特例再任用というのを設けて、65歳まで再任用するというような制度になっております。ですので、年齢につきましては65歳が切りにあるというものでございます。よろしく願いします。

○委員（保田 守君） 分かりました。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 今回の6ページの条例は、例えば60歳とか65歳とか書いてるんですけど、条例のほうを見ると、これは60年とか70年とか、年になっとんです。年齢が60年。前もそうだったんですけど、普通、年齢でいうたら何歳とかというふうになると思うんですけど、どういう意味でこれは年となるのかなと。60年、70年というふうに表示が変わるのか、ちょっと分かれば教えていただきたいんですが、表現の仕方ですね。

例えば、条例の資料を見ると、定年のところで、職員の定年は年齢65年とする。ただし、医療云々に関しては年齢70年と。それ以降も全部見たら60年とか65年とか、年になっとんですね。今日の資料は歳になっとんです。これの整合性がよく分かんないんですけど、普通、年齢と書いとったら何歳だと思っんですけど、何で年にするのかよく分からないんですけど。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） この記載につきましては、通常、国などは、確かに60歳の誕生日月について定年になるようなケースもございますが、赤磐市の場合、誕生日が来ても、その3月31日までで定年を迎えることから年になっているというふうな回答で通じますかね。3月31日までを切りにしとる関係上、年になっているというふうに。

○委員（松田 勲君） 要するに、年度でいくと。

○総務課長（花谷晋一君） はい、年度という考え方で年という書き方になっております。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） それに統一するんだったら、こちらのほうもそういうふうにされとったほうがいいんじゃないかなと。こちらをわざわざ歳にしとんののに、条例のほうは年になっとるから何かおかしいんじゃないかなとは思っんですけど、分かりました。

それと、資料の6ページで役職定年とありますよね。確認なんですけど、例えば60歳になった時点で管理職が降格という形になると思っんですけど、後ろを見たら書いてあるんで、市長の権限もあると思っんですが、例えばその方が部長だった場合、部長の後任になる方が見当たらない場合はできるというふうに米印のところに書いてあるんですけど、こういったことは基本的にはできるということで理解したらいいんですね。管理職を、そのまま部長であるということ。もしそうなった場合は、管理職手当というのは通常どおりいただけるんかどうかというのをちょっと教えていただきたい。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） その役職に就く方がどうしてもその後いない場合という想定の話がされていると思われま。

その場合につきましては、基本的には、特に専門職とかの想定になるんですが、そういった場合、その役職に後任がない場合というのは、61歳以降も基本的にはその役職へ留任いただくことが可能です。その場合、管理職としてそこへおっいただくということは可能となっております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 分かりました。

その次の件ですけど、3番目のとこですね。定年前再任用短時間勤務制の導入ということで、60歳に達した日以後、定年前にというふうになつとるんが、例えば定年が62歳に延びた方がありますよね、これから2年後に。その方が60歳の時点で短時間勤務に希望することができるということですか。そうすると、本当は62歳が定年なのに、60歳でやめて、退職金をいただいて、短時間勤務がそれ以降可能ということを書いてるということで理解したらよろしいんですか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 松田委員が言われたとおりでございます、ここへ書いとることにつきましては、言われたとおりです。62歳に仮になると、60歳で1回退職し、62歳までは定年前再任用として来るということでございます。

60歳になる前に選択をすることになるわけですが、定年延長を選ぶか、定年前再任用を選ぶか、それとも完全に職を離れるか、そういうようなことを選択した上でこの定年前再任用というのを選択いただけるような制度になっております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 通常、民間でいうたら、定年まではあれで、定年以降はその再任用みたいな形の継続雇用というのがあるんですけど、定年が、例えば62歳なのに、60歳、61歳になろうが、64歳になろうが、60歳でその選択をできるということには変わらないということなんですかね。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） この先ずっとということになるかどうか分かりませんが、この今の定年延長が延びていく間につきましては、そういう選択ができるようになっております。60歳の時点で、どれを選ぶということが選択できるような制度になっております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 特になければ、議第62号についての質疑を終了します。

続きまして、議第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は7ページとなります。

議第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましても、本会議場で御説明申し上げたとおりで、補足説明はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

議第63号について質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 特にないようですので、議第63号についての質疑を終了します。

続きまして、議第64号赤磐市職員の修学部分休業に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は7ページとなります。

議第64号赤磐市職員の修学部分休業に関する条例につきましても、本会議場での提案説明及び質疑で御説明申し上げたとおりでございまして、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

議第64号について質疑があればお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、議第64号についても特に質疑がないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、議第65号赤磐市職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は7ページとなります。

議第65号赤磐市職員の高齢者部分休業に関する条例につきましても、本会議場での提案説明及び質疑で御説明申し上げたとおりでございまして、補足説明はございません。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） 議第65号について質疑がありましたらお願いします。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 質疑のときに、申請は1か月前に申請するという御説明だったと思うんですけど、勤務時間についてですけど、1週間のうち2分の1を超えないということですが、これは、1日当たりの時間を短縮する、あるいは曜日を指定して、月、水、金に勤めますとか、そういう時間、曜日、その決め方は本人の自由ということなんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問にお答えします。

基本的には、曜日ごとに指定をすることになります。何曜日は何時から何時まで、何曜日は何時から何時までというようなことで指定していただくようになりますので、御本人がそれを決めていただくというような制度になっております。どうぞよろしくお願いたします。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） その期間は、月単位あるいは数か月あるいは年単位とか、そういうのは、これも本人の自由なんでしょうか。

それともう一点、質疑のときにボランティアで参加するとかという御説明がありましたけど、例えば普通の有給休暇でしたら理由は特に問われないと思うんですけど、この場合は、その時間短縮する理由も一応申請のときに説明するというか、申し立てされるんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） この高齢者部分休業につきましては、高齢であるがゆえにというような部分を理由として求めることになりますので、申請時にはなぜ必要なのかという申請理由は記入していただくようになります。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤 武君） よろしいか。

○副委員長（安藤利博君） 期間。

○委員長（佐藤 武君） 期間について。何だったっけ、もう一度。

○副委員長（安藤利博君） 期間は、年単位とか月単位とか、これも自由でしょうか。

それと、今の御説明ですけど、理由も要ることなんですけど、高齢で長時間はきついということだけでもいいんですか。それとも、質疑のとき説明された、具体的にその時間はほかのボランティアをすとか、そういったところまで説明する必要があるんでしょうか。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 安藤副委員長の御質問にお答えします。

高齢であるがゆえにということですので、高齢で要するにこの時間しか勤務できないというような書き方をしていただくようになるかと思えます。その後、それが職務に影響があるかないか、その辺を協議しながら適切に運用してまいりたいというふうに思っております。

あともう一点、申請期間につきましては、55歳を、年齢制限がございまして、そこから定年までというものでございますので、定年いっぱいまでいけるというものでございます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、ちょっと私が1つ尋ねたいんで、いいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（安藤利博君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 対象年齢はということで議会で答弁があったと思うんですけども、これ、部分休業について、職場によっては繁忙期といいますか、忙しい時期もあるしということで、これは勤務時間の半分と、2分の1ということなんですけど、申請が出たら全てもう許可をせざるを得ないというふうに判断するのか、それともある程度の業務の形態とかというものは上司としては判断されるのか、そのあたりはどんなんですかね。

○総務課長（花谷晋一君） 副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 花谷総務課長。

○総務課長（花谷晋一君） 御質問にお答えします。

まず、年齢につきましては、55歳以上で取得可能ということになっております。その申請書を基に、所属長へ申請していただきまして、その業務形態、そういった話合いを持ちながら、それが業務にどのくらい影響があるのかということをお話合い判断することになりますので、申請したものを必ずすぐさま許可できるようなものばかりではないというふうに思っております。その後、業務調整、例えば場合によっては臨時に任用するような場合も発生するのかなというふうに思います。そういうふうに、様々話合いを持ちながら対応していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ、替わります。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） 議第65号について、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 特に質疑もないようですので質疑を終了します。

続きまして、議第66号赤磐市職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は8ページとなります。

議第66号赤磐市職員の自己啓発等休業に関する条例につきましても、本会議場での提案説明及び質疑で御説明申し上げたとおりでございまして、補足説明はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

議第66号について質疑がありましたらお願いします。

特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） なければ、議第66号について質疑を終了します。

続きまして、議第67号赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料は8ページを御覧ください。

議第67号赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、本会議場で御説明申し上げたとおりでございまして、補足説明はございません。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤 武君） 議第67号について特に質疑があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 特に質疑もないということですので、議第67号については質疑を終了します。

それでは、ただいまから付託案件の議第56号から議第67号までの12件について採決をいたしますが、採決方法についてはいかがでしょうか。一括でいくか、1本ずつでいくか。一括でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、議第56号赤磐市個人情報保護法施行条例から議第67号赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの12件の議案について採決をいたしますが、これらの議案について原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。全員起立ということです。

したがって、議第56号から議第67号の12件の議案は原案のとおり可決することに決定し

ました。

それでは次に、請願の審査に入りたいと思います。

請願第6号「消費税インボイス制度の実施を当面延期するよう求める」意見書を国に提出することを求める請願を議題とし、審査をいたします。

まず、皆さんにお諮りしますが、紹介議員から委員会に対しての説明を求めるかどうか、委員の皆さんの御判断はいかがでしょうか。

○委員（下山哲司君） よろしいです。

○委員長（佐藤 武君） よろしいというのは、説明なくてよろしいか。

○委員（下山哲司君） 要りません。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか、委員の皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ、特に紹介議員から説明は求めないということで請願についての審査を進めたいと思いますが、御意見がありましたらお願いいたします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） これもいろいろあれしてみたんですが、国がやらんからやれという請願ならええけど、国がやりようすることを止めという請願はちょっといかなものかなと思いますので、私は反対します。

○委員長（佐藤 武君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 零細の事業を行ってる者としたら、大変難しい現実があるので、請願に私は賛成いたします。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 内容の趣旨はよく分かるんです。それで、来年の10月から施行されるということで周知を今されてると思うんですが、ただ国も、この制度を導入するに当たって、特にさっき言われた零細企業とか、その辺のところが大変だということもあって、今見直しをかけるというふうに国会でも言われております。だから、問題あるところはこれからちょっと改正されるみたいなんで、そういったことも含めて私はいいと思う。これはただ、内容が当面延期となっておりますので、それはちょっと難しい話だと思いますので、公平性の面で言うたら、消費税を導入された時点で、今まで免除されてた部分があると思うんですが、それは均等にすべきであると思います。ただ、そういった手続等の煩雑なところは、しっかりと議論していただいて、10月には施行されると思っておりますので、私はこれについては反対いたします。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） いろいろ問題あると思うんですけど、今回、民商さんからの請願が出てますけど、赤磐商工会の上部団体の全国商工会連合会とか日本商工会議所、これも延期

とか、いろんな意見を国にも出してるということは承知してるんですけど、もともとはこれも、益税を解消することが目的のインボイスだと思うんです。今さら言っても何ですけど、免税業者を最初につくったということが僕は間違いのもとだと思ってます。それと、ちょっと公明党さんには申し訳ないんですけど、10%に上がるときに軽減税率8%をつくって、余計ややこしくしてしまったということもあると思うんです。業者さんの手続が大変だということも分からないではないんですけど、今もう、いろんなソフトとか出てるし、見たらスマホでもできるというふうなことも紹介されてます。消費税を導入されて、消費税を受け取ってるのであれば、これは納税するべきだと思います。

それで、この請願は結局、当面延期とされてますけど、じゃあ何を詰めれば認めるのか、あるいはいつまで延期するのかということを書かれてません。なら結局、これも廃止しろというふうなことに、言わんとすることはなってるんじゃないかなと思います。それはちょっと私は賛同できないんで、業者さん、今から大変かもわかりませんが、そういった益税をなくすと。今から消費税はどんどん上がっていくかもしれないので。当初の3%程度でしたら大した影響はなかったんかもわかりませんが、今10%、あるいは場合によっちゃあもっと上がる可能性もあると思うんです。ここで一度、この益税については整理しておく必要があろうかなと思うんで、私は、業者さんには申し訳ないですけど、反対したいと思います。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員、それぞれ委員の皆さんからいろんな意見をいただいて、どういう結論を出すかという回答をいただいているんですが、大口委員からよければお願いします。

○委員（大口浩志君） 皆さんがどういうふうにおっしゃっておられたかは、私の都合で抜けとって申し訳ございませんで、安藤副委員長のお話だけ今お聞きをしたんですけど。

この請願の趣旨は、分からないことはないと思うんですけど、もう何事にもあって、その一番ちょっとポイントとして引っかかったのは、当面という表現があったんですけど、この当面を正直いつまで引っ張るかということもあろうと思いますし、この辺の部分で、実際に始まったらもっとまだ想定できてない苦労というのももちろん出てくるとは思いますけど、このインボイス制度というのが当面見送ったらなくなるのであれば見送ればいいのかと思いますけど、ここで個人的には、性急に当面延期するよう求めるというのが、マルだとかペケだとかということではなくて、動向を見守るという意味も含めて、継続でもよろしいのではなかろうかなというふうに考えますが、明確にこちらがよろしいというような根拠をちょっと今日現在まだ持ち合わせしていませんのでということにさせていただけたらと思います。

○委員長（佐藤 武君） 各委員から御意見いただきました。

反対、賛成、明確に意思表示された委員さんもおられます。賛成も含めてですけども、継続審査の申出という御意見もありましたが、国のインボイス制度についての見直しもするというようなことも言われていると思いますけれども、いかがでしょうか。私は、ここで結論を出

さずに継続でもいいのかなと思ったりはしてるんですが。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 継続は1人なんで、それを対象に、尺度はないんで。

○委員長（佐藤 武君） いいですよ。

○委員（下山哲司君） 賛成か反対か採ってもろうたら終わりです。

○委員長（佐藤 武君） それでは、請願第6号について採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 武君） 採択、お一人ね。

じゃあ、念のためお諮りします。

不採択に賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 武君） 3名。それでは、継続が大口委員ということで、不採択ということで決定します。

それでは、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了をします。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

配付しておりますとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件について委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次に、その他に入りたいと思います。

令和4年度事業の補正については、11月17日開催の議会全員協議会において、予算常任委員会ではそれぞれの常任委員は所管部分に関しての質疑を原則行わないよう申し合わせておりま

すので、この委員会で十分御確認していただくようお願いいたします。

なお、その他につきましても、部ごとに説明の後、質疑を受けさせていただきます。

それでは、その他について総合政策部から説明をお願いいたします。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 総合政策部資料の5ページを御覧ください。

その他でございます。令和4年度事業の補正についてでございます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして1,839万9,000円の増額を計上させていただいております。

当課の部分といたしまして、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、こちらで新婚世帯スタート支援事業補助金といたしまして、10万円掛ける150件で1,500万円を計上させていただいております。

こちらの内容でございますけれども、令和4年度中に結婚されて赤磐市に在住している世帯を対象とさせていただいております。所得、年齢制限は設けない予定でございます。

こちらの事業を計上した経緯と理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、出生数の減少はもとより、婚姻数の減少が顕著となっている現状でございます。物価高騰等によりまして、経済不安や結婚式、引っ越し費用など結婚に関する費用も割高になっているというようなことなども減少要因の一つと考えております。こうした中、市民の方々の経済不安の解消を図るとともに、結婚という人生の門出を地域で応援することにより、地域とのつながりを醸成し定住人口の増加につなげていくために支援をさせていただきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

総合政策部の事業説明がありました。

これについて質問がありましたらお願いします。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 今日配っていただいた資料だけで見ると、ほぼ大半が新婚世帯の支援ということになってるようなんですけど、最近、コロナウイルス関連の補助金に対する使い方がまずいがあるんじゃないかというニュースがちらほら出始めとられるのは皆さん御承知のとおりだと思いますけど、これは、先ほどの説明はもちろん説明として納得するんですが、間違いなくまずよしいものなのかという部分をまず1点目として聞かせてください。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 大口委員の御質問は、これまで令和元年の終わりから令和2年、令和3年、そして本年度にかけて新型コロナウイルス感染症に関連する交付金が国から下りてきておりまして活用しております。確かに、いろんな使い方をされていて、これは適正なのかというような御指摘等もいただいているところでございます。各市というわけではなく、全国的にという意味でございます。

今回の総合政策部の支援内容につきましては、特に物価高騰等によりましてというような部分もございまして、私どもとしては、こちらの支援内容は、新型コロナウイルス感染症の交付金を活用させていただくことについては適正であるというふうに考えております。新型コロナウイルス感染症の交付金も、いろいろな使い道がございまして、衛生用品等々の感染防止対策に使ってください。それから、途中では、物価高騰等でさらに打撃を受けているような方々の支援に使ってくださいというような使い方を御指示いただいております。その中で、今回は、新型コロナウイルスの関係でも、出生数や婚姻数等の減少も顕著となっておりますし、物価高騰の影響等も受けられているというようなことも考えられますので、適正に計上させていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） そしたら、細部に入らせていただきますけど、先ほど令和4年度の方を対象というふうな御説明があったと思いますが、令和4年度に婚姻届が出たという区切りということでもよろしいですか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 令和4年度ですので、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に婚姻届を出された方を対象というふうなことでございます。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 私が言うまでもなく、皆さんも実感されとると思いますけど、このコロナで、例えば籍だけ入れたと。新婚生活が始まったのが例えば1年後もしくは今年度になってからというような方も多数周りにもおられるような気がしますが、今おっしゃられたように婚姻届で起点をつくるという、どこかでつくらないとはいけないと思いますけど、実質との乖離が特にこのコロナでより大きくなってるんではなかろうかというふうな認識をするんですが、その辺に対する手当てという表現がいいのかどうか分かりませんが、現実的には無理なんでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 数字的なことを少し報告させていただきますと、お届けの関係でいいですと、戸籍自体の届出等、実際にこちらに住まわれている人数は、そもそも乖離しま

す。今回の要件といたしましては、先ほど冒頭に説明しましたけれども、結婚されて赤磐市に在住ということ、赤磐市に住んでいただいている方を対象とさせていただきたいと思っておりますので、婚姻届は出されていて赤磐市で戸籍を持たれている方というような方もおられるとは思いますが、そちらは対象ではなく、結婚されて赤磐市に住んでいるという方を対象とさせていただきたいと思っておりますので、そちらの手当てというところは今のところは考えていないというのが正直なところでございます。

以上です。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 分かりました。

この150件は、今年度、今までの数字の積み重ねから、3月31日までいくとこれぐらいになるであろうという積み上げ数字という理解でいいんですかね。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 赤磐市の婚姻数は、統計上で出てる数字を少し御紹介させていただきますと、平成29年が166件です。平成30年が142件。それから、令和元年になりますと148件、令和2年が121件。このあたりからコロナの影響が出てきているという状況でございます。今後の見込みとしましては、令和元年並みぐらいに戻ってくるであろうという見込みなどございます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 今詳しい数字の推移を教えてくださいんですけど、せっかくこういう事業が起きるのであれば、例えば先ほどの数字でしたら、一番大きかったのが166件というようなお話もございました。このコロナの臨時交付金枠での150件と、別建てで、例えば3月10日で終わりましたということにならないように、できれば市費でも、そのプラス分というのはかえって赤磐市にとっては望ましいことかなと、件数的に思いますので、この150件を超えた部分も幾らか手当てを今後考えてあげていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） あくまで、150件というのは目安でございます。もし151件目が出たというようなことであれば、ぜひ対応していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにございますか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） とてもいいことだと思うんですが、どういうふうな形で告知されるのか。振込になるのか、どういった形でその手に渡るのか、その辺がちょっと分かれば教えていただきたいです。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） まずは、ホームページに掲載をさせていただきます。それから、市の窓口にお届けをしていただいたりするときにも、チラシなんかを配付させていただいたりとか、あとは、今現在でも、赤磐市で新婚世帯の家賃補助とか新生活支援事業というような事業をさせていただいておまして、そちらの告知も、そういう民間賃貸のアパートを持たれている業者さん等にもチラシを配付させていただいたりしておりますので、そういうようなところにもぜひ渡していきたいというふうに思っております。

昨年度にはなりますけれども、ウェブ広告等で単語を検索していくと情報がぼんと入ってくるような、そういうような広告なんかもさせていただいておりますので、前年度の話で恐縮ですけれども、それを前年度の今ぐらいにさせていただくと、急に、こういうのがあったんだというのを知られた方がたくさん申請をしていただいたような実績もありますので、そういうようなものも、ウェブなんかも活用しながら、しっかりターゲット層に普及していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ありがとうございます。

○政策推進課長（山崎和枝君） すいません、支給方法でございますが、申請いただいて、口座に振込をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） これからの人は、いろんな形で情報が入って、入籍のときにも教えていただけるから、多分用紙を渡されるんだと思うんですけど、4月1日からなんで、4月1日以降の間に結婚された方の情報がちゃんと行き渡るのかなというのが心配なんです。結構、国も県も市もそうなんですけど、お金を出すときには割と公表してますよとかという感じにはなるんですけど、知らなかったという方も結構おられるんで、現在結婚された方、今年4月以降に結婚された方に対しての告知をしっかりとお願いしたいなと思うんです。漏れがないように、せっかくそういった対象になってるのという、家賃補助も確かにあるかもわからんけど、そういったことも含めてお願いしたいなと。しっかり赤磐市のアピールも市長を通してお願いしたいなと思います。要望です。

○政策推進課長（山崎和枝君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 御意見ありがとうございます。

確かに、これから結婚される方はそういうようなところで周知が徹底できるかなとは思っておりますが、既に結婚された方に対する告知方法はしっかり考えさせていただいて、漏れのないように支給をさせていただければと思います。

また、委員さんにおかれましては、最近結婚されたというような方がおられれば、全く所得制限、年齢制限はございませんので、ぜひ御紹介をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 今の質疑を聞きながらちょっと思ったのが、先ほどの御説明で赤磐市在住というようなことをおっしゃっておられたんですけど、お仕事都合で、例えば10月に転勤してどっかへ行かれとったとかというような方も出てこられるのかな、少数でしょうけど。その赤磐市在住という表現はどういう概念で捉えといたらいいんでしょうか。例えば、結婚して赤磐市へ、もちろん何か月か住んでおられて、お仕事都合で転勤という場合もあろうかと思えます。今日現在にはいないというような事例もあろうかと思えますけど、その辺の概念というか、枠というのはどういうふうに捉えとったらいいんでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） 山崎課長。

○政策推進課長（山崎和枝君） 御懸念のとおり、結婚はされたけれども、お仕事の都合上転出されてしまったというような方々もおられるかと思えますが、こちらに対しては、大変申し訳ございませんが、こちらの事業を開始させていただいて、申請時に在住しておられる方を対象にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 総合政策部のその他が終了するんですけども、若干総務部も含めて、まだその他の案件があるんですけど、ここで12時になりましたけど、どうしましょう。もう、引き続きやりますか、それとも休憩を取って。

○委員（保田 守君） 引き続きやってください。

○委員長（佐藤 武君） 引き続きやりますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、執行部には申し訳ないですけど、引き続きやらせていただきます。

それでは、総務部からその他についての説明をお願いします。

○総務課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 花谷課長。

○総務課長（花谷晋一君） 総務部資料10ページを御覧いただければと思います。

総務課からは(1)令和4年度事業の補正について御説明します。

事業の補正は主に3点となります。

1点目は、岡山県議会議員選挙に係る債務負担行為で、岡山県議会議員選挙が令和5年4月9日に執行されるということから、期日前投票に係る経費として75万円を債務負担行為へ追加させていただきます。また、ポスター掲示用の設置に係る経費につきまして、資材の高騰によりまして25万2,000円を変更させていただくものでございます。

次に、2点目は、市長部局の人事異動等による職員人件費の補正として1,373万5,000円を減額としております。

3点目は、財務会計システムの制度改正への対応作業費として110万円の増額としております。

総務課からの説明は以上です。

○委員長（佐藤 武君） 続けてお願いします。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） それでは引き続きまして、くらし安全課から御報告をさせていただきます。

総務部資料の10ページ下段でございます。

ふれあい公園レストハウス改修工事につきまして入札を実施しております。一般競争入札で入札をいたしました。契約締結が令和4年11月16日、契約金額が2,636万8,100円、工期につきましては契約締結日から令和5年3月20日までとなっております。契約相手につきましては株式会社安東組でございます。

続きまして、総務部資料11ページを御覧ください。

赤磐市総合防災訓練につきましてでございます。

去る11月20日、吉井中学校におきまして総合防災訓練を実施いたしました。43機関、388名の御参加をいただきました。議員の皆様には、御参観いただきましてありがとうございます。

続きまして、レディオモモ赤磐中継局開局記念番組についてでございます。

令和5年2月5日曜日午後1時から午後3時まで、これを第1部としまして公開生放送を行います。第2部といたしまして、地元出身の春風亭昇吉さん、福田廉之介さん、これに地元の雷門喜助さん、3人に登場いただきまして、地元での記念講演ということで第2部を実施いたします。1部、2部、それぞれに申込みが必要ということですので、よろしく願いいたし

ます。

資料はございませんが、もう3点御報告をさせていただきます。

赤磐警察署と赤磐消防と合同でNBCテロ対策訓練、これは、地下鉄サリン事件のような、ああいう劇物がまかれたということを想定いたしまして、中央公民館において訓練を行うものでございます。日時は12月21日水曜日10時半から12時までの予定でございます。原則的には一般の方の参観というのはありませんが、見学はしていただけますので、御都合がございましたら参観していただけたらと思います。

2点目がマスク、アルコール消毒液の配布についてでございます。

明日、12月8日からマスク、アルコール消毒液の無料配布事業を開始いたします。事業の開始が遅れて大変御迷惑をおかけしておりますが、本庁、各支所、出張所において約5,000個分の配布を行います。

最後ですが、抗原検査キットの無料配布事業についてでございます。

本会議の一般質問の中で若干お話をさせていただいておりました。こちらについては5,000回分の配布を予定しておりました。実は、11月末時点で既に5,000回分を超えております。薬局での配布が約3,500回分、市からの宅配が約1,500回分、既に5,000回分を超えておりますが、現在の第8波による感染状況と、それから申込みの多さと、それからこれから年末年始の移動時期を迎えるということもございますので、個数を追加して配布を継続してまいりたいと考えております。

こちらにつきましては、幸い、入荷に当たりまして、予算で計上しておりました予算額を下回っての調達ができておりますので、お認めいただいております予算の範囲内で事業の継続ができるのではないかなというふうに考えておりますので、おおむね年末年始の移動時期の、これが落ち着く頃までということをめどに配布を継続したいというふうに考えております。

総務部から以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

総務部のその他の説明について質問があれば。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 2番目のレストハウス改修工事についてなんですけど、散歩の方とか、いろんな方が、テラスですとか自販機があったり椅子があったりして、よく利用されとるのをお見かけするんですが、この工事期間中は囲われて、もうそういったものは一切使用できないということなんですかね。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員おっしゃるように、この工事期間中につきましては、このレストハウスを仮囲いさせていただきますので、こちらの利用はできないということで考

えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかに。

よろしいですか。

○副委員長（安藤利博君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） レディオモモの開局記念のイベントなんですけど、これは交流センターで一応入替えなんですけど、120名ということなんです。実は、先日ここで人権講演会、山口香さんのすばらしい講演を聞かせていただいて、市長もすばらしい寸劇をされて、びっくりしたんですけど、交流センターは一応客席が250席あって、120人というのは一応半分には制限されてるんだろうと思います。この前の講演会も、ふれあいセンターも250席のところを120人ぐらいの定員にされたと思うんですけど、これはいつまで続けられるのか。

実は、この交流センターで、これは大ホールなんですけど、視聴覚室のほうで合唱されてるグループ、これはもう半分ではできないんで、練習する場所がないよということで非常に困られます。実は私、昨日なんですけど、瀬戸内、備前、総社、岡山の公民館、岡山は西川アイプラザなんですけど、お聞きしたら、市からは別にもう入場制限をかけてません、主催者の判断でどうされるかというふうな運用をされてました。

この前の山口さんの講演でも、講演料は幾らか。仮に50万円だとすれば、125人だと1人当たり4,000円ぐらいの勘定になります。これは250人、定員いっぱいだと2,000円で済む。だから、2,000円で250人に聞いてもらったほうが、非常によかったんじゃないかなと思ってます。

今度の廉之介さん、昇吉さんの講演にしても、120人にしか聞いてもらえないというのはもったいないと思うんで、そのあたり、今の感染状況も含めて、もうそろそろ元に、定員に戻しても、もちろん感染対策とか、そういったことは主催者でしっかりやっていただいた上で、ほかの市町はもう特に制限は設けてない状況なんで、ちょっとその辺は考えていただけないかな。もったいない気がするんで、その辺はいかがでしょうか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 御意見は分かりますが、まだ、今の状態でいうと第8波の感染が拡大してる状況ですので、ほかの状況というのもありますけれども、市の事業から感染者を出したということになってはいけませんので、制限して行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

市主催はそうなんだけど、そのほかの主催は。いいですか、もうそれは確認しなくて。

安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 市とすれば、責任を取れと言われるとまずいという考えだろうと思いますけど。多分、今の状況では、それぞれが判断されて、感染が心配だからという方は来られないと思います。私もコンサートをこの前もやりましたが、そういった前提でやってます。心配な方はもう来てくれなくていいですよとまで言いませんけども、それはもう各自の判断ですから、それを、交流センターで講演を聞いた。その関係で感染が起こったから市に責任取れよという方は恐らくいないと思います。だから、ほかの市町ももう入場制限を設けずに、主催者で判断してくださいよというふうにされてます。ちょっと状況が変わってるんで、かたくなにもう半分半分ということはいかがかと思うんで、その辺はちょっと。市のほうはやりにくいんかもしれないけど、民間の利用者にすれば、非常に今困ってる状況なんで御検討いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 御質問でいうと、この記念番組ということではなくて、一般的な市の施設利用ということでの御質問なんだろうと思いますが、これは最終的には、赤磐市のコロナ対策本部で必要に応じて協議をして、もうこういう制限はやめましょうということで、市の考え方、方向性というのは示されるものだと思います。これは必要に応じて対策本部会議で協議させていただきたいと考えております。今、安藤副委員長の御意見ももちろんごもっともですし、また別の方からの御意見を伺いますと、まだまだこういう時期にそういった大人数の会合、集会等をすべきでないという御意見も私どもの耳には届いておりますので、ここは慎重に検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） いいですね。

それでは次に、財務部からの説明をお願いします。

○財務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 戸川部長。

○財務部長（戸川邦彦君） それでは、財務部からその他につきまして、1の令和4年度事業の補正について、それから2の事業の進捗状況について、それぞれ担当課長より報告させていただきますのでよろしくお願いします。

○財政課長（原田幸子君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 原田課長。

○財政課長（原田幸子君） 財務部資料の2ページをお願いします。

財政課の令和4年度事業の補正につきましては、財源調整といたしまして歳入の基金繰入金、財政調整基金繰入金を6,859万7,000円減額するものです。

財政課からは以上です。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 光田課長。

○税務課長（光田尚人君） 税務課の令和4年度事業の補正につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金91万5,000円を計上するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響下における先端技術設備等に該当する償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例措置によるもので、固定資産税の減収分が国の交付金により補填されるものです。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援するのが目的です。本市においては2社の償却資産が該当し、その課税標準額6,531万1,000円に税率1.4%を掛けました91万5,000円を減収額と見込み計上をしております。

税務課からは以上です。

○管財課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大窄課長。

○管財課長（大窄暢毅君） それでは続きまして、管財課の令和4年度事業の補正を御説明いたします。

資料は2ページの続きとなります。

歳出でございます。①財産管理費の需用費、光熱水費につきましては、原油価格高騰等の影響により、本庁舎等に係る電気料を402万7,000円増額するものでございます。

②、同じく財産管理費の公有財産購入費、土地建物購入費につきましては、現在の東庁舎の北側にあります旧食糧事務所の跡地が未利用の国有財産となっており、市が取得するための経費998万5,000円を計上しております。

③から⑧につきましては、本庁舎と同様に、赤坂支所、熊山支所、吉井支所、仁堀出張所、桜が丘いきいき交流センター、それぞれにおける原油価格高騰等の影響によります燃料費、電気料等を増額するものでございます。

引き続き、3ページの中段の辺りからお願いします。

(2)事業の進捗状況、赤磐市役所本庁舎等整備事業について御説明をいたします。

①本庁舎等改修工事につきましては、工事の施工業者と調整を行いながら現場着工の準備を現在進めております。工事に際しての各種事前調査、現況確認、各種手続、現場事務所設置準備、仮囲いの設置等、安全対策に係る調整を行っておりますが、今のところ年内には現場事務所が中央公民館の東側の駐車場の一角に設置されることとなっております。その後、順次、仮囲いの設置など、工事区域や工事が進んでいくこととなっております。

次に、②東庁舎の外構工事としまして、ネットフェンス等の設置、未舗装部分の舗装や駐車スペースのない路面標示等の工事を行ってまいります。

いずれの工事におきましても、来庁者、それから通行者など、人の流れに近接した工事とな

ってまいりますので、工事区域の周知を図ることはもとより、現場及び周辺の安全確保を念頭に工事を進めてまいりたいと考えております。

財務部からの説明は以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

ただいまの財務部からの説明について質問があればお願いします。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 今の管財のほうの御説明の②、国有財産の取得経費に関連してですが、これの土地建物を取得するに当たり、何か条件は付されとんでしょうか。

○管財課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大窄課長。

○管財課長（大窄暢毅君） 国の国有財産の取得をしようとするものですが、いわゆる入札方式となるように聞いております。予定価格を国が提示して、それに対して応札をしていくというものでございます。それにつきまして、第三者への譲渡でありますとか、あと取得した後の使用要件でありますとか、その辺の条件はつくようには聞いておりませんので、条件はないものと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、財務部のその他の案件について終了します。

続きまして、消防本部からの説明をお願いします。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 消防総務課からは、令和4年度事業の補正についてでございます。

2ページを御覧ください。

歳入はございません。歳出のみ御説明申し上げます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、11節需用費、消耗品費の27万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の第8波を迎え、職場内でのクラスターにより救急隊が確保できなくなることを回避するため、職員用抗原検査キット300回分を確保する経費でございます。

次に、同款同節燃料費の51万6,000円につきましては、原油価格高騰の影響により、緊急車両に使用するガソリンと消防庁舎の灯油料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、同款同節光熱水費の434万9,000円につきましては、同じく原油価格高騰の影響により、消防本部、東出張所、北出張所庁舎における電気料の増額をお願いするものでござい

ます。

次に、同款同目19節負担金、補助及び交付金の14万4,000円につきましては、岡山県防災ヘリコプター運用のための航空隊8名の人件費の負担金確定見込みにより負担金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、年末夜警についてでございます。

先月の委員会の繰り返しとなりますが、お伝えをさせていただきたいと思っております。

今月の12月28日、29日の20時から24時まで、消防団の年末夜警が実施されます。全体の出発式は28日の19時30分から消防本部3階で行われ、その後、市長、副市長、団長、副団長、消防長が各方面隊に出向き、それぞれ方面隊出発式が行われます。

次に、消防出初め式についてでございます。

年が明けまして、令和5年1月15日曜日には、赤磐市消防団出初め式が予定されております。場所は山陽ふれあい公園総合体育館で、10時より執り行われます。コロナ感染症の感染拡大がまだまだ懸念されております。開催にあっては、本年と同じく規模を縮小しての開催とさせていただきます。よって、議員の皆様への御案内は控えさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、消防操法訓練大会についてでございます。

令和5年3月19日曜日には赤磐市消防団消防操法訓練大会が予定されております。場所は赤坂ファミリー公園多目的広場で執り行われます。出初め式と同じく、規模を縮小しての開催とさせていただきますので、何とぞ御理解のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

すいません、資料の訂正をよろしくお願いいたします。

(2)の年末夜警についてでございます。資料では19時となっておりますが、19時30分から行われますので、訂正をよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○委員長（佐藤 武君） 出発式が30分ということですね。19時30分ということで訂正をお願いします。

ただいまの消防本部からの説明について質問があればお願いします。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 先ほどのくらし安全のところで聞けばよかったんかもしないですけど、ここで抗原検査キットという単語が出てるんでお聞きするんですが、今現在はまだ発注したらすぐスムーズに納品が行われているという理解でいいんですかね。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 現在のところ、潤沢に製品は届くと理解しております。

○委員長（佐藤 武君） ほかに。

安藤副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 同じく今の抗原検査キットなんですけど、これは消防署の中に置いておくだけなんですか、その300回分。例えば、出勤前にちょっと何か調子がおかしいなというときに職員さんに自宅で検査してもらおうとかということは無理なんですか。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長兼通信指令室長（檜原秀幸君） 委員の御質問にお答えしたいと思います。

調子が悪いときに、その調子が悪いま感染の疑いがある職員が職場に来るというようなことは非常にリスクが高くございます。よって、職場内でも検査できるように、十分注意するように呼びかけをするとともに、抗原検査キットを自宅にも持ち帰りをさせて、すぐに対応ができるようにというような配慮のもと考えた策でございます。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、ほかに御質問もないようですので。

消防本部からのその他の説明を終わります。

続いて、委員さんのほうから何かありますか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 吉井地域でマイナンバーのあれをやりようたんですけど、そのときに行った人にちょっと聞かれたんじゃないけど、2点あるんですが、本庁舎でなければカードが交付してもらえんと、吉井からカードだけ取りに本庁舎まで行かにかあいけんのかというような話と、それからソフトバンクが来とられて世話をしょうられたということで、ドコモを持っていった人は何か行きにくかったって言うぐらいソフトバンクのええような話ばあするんじゃないと言われたんですけど、この2点について。本庁舎でと言ったのは、多分機械が1つしかねえけん本庁舎へ行かにかあできんのじゃろうけんと言ったんですけど、その辺の2点をちょっとお聞きしとかにか、また聞かれたときに今度は答えようがないんで、お願いします。

○委員（松田 勲君） 多分課が違う。

○委員（下山哲司君） その他じゃけえ、ええんじゃないねえ。

○委員（松田 勲君） 市民生活だから厚生じゃろ。

○委員長（佐藤 武君） ただ、組織としてどういうお考えかというのをもし答弁できれば。

○委員（下山哲司君） できればしてほしいんですけど。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 下山委員の今、吉井支所でマイナンバーの発行の仕方についての質問だったと思います。

ちょっと現在、私の今の確認している中で、吉井支所でどういうふうな対応をしていたかというのがはっきりしませんので、私のほうで確認をさせていただいて、責任を持って委員に返事をさせていただきたいと思います。

○委員（下山哲司君） すいません、ありがとうございます。

○副市長（前田正之君） なお、先ほどのソフトバンクさんの話であります、それにつきましても、各企業、マイナンバーの推進ということでいろいろ御協力をいただいております。それはそれでありがたく承りまして推進をしております。ただ、そういった、先ほど言われたような問題があまりに露出しますといろんなことになりますので、それも含めてよく考えてやるようにしたいと思いますので、返事のほうをさせていただきたいと思います。

○委員（下山哲司君） ありがとうございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） ちょっとほっとする話ということで。

この間久しぶりに宇野バスに乗ることがございまして、宇野バスの中に車内広告が、いわゆるモニターがついて、そこではったしたのが、ちょっとうれしかった懐かしかったのが、安藤副委員長はもしかしたら御存じないかもしれませんが、あかいわイズビューティフルというような赤磐の告知ビデオのようなものを赤磐市が作成してございまして、その冬バージョンを車内で流していただいていた。見ると、ちょっと懐かしかったのとありがたかったのと。公共交通を担っていただいとる業者さんなので、また皆さんもたまにはバスにでも乗っていただいて見ていただけたらということと、聞けばユーチューブにもアップしてあるそうなので、御存じない方は、久しぶりに見ていただくと、ちょっとほっとするような場面がたくさんございましたのでということで、御報告かたがたでございます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

なければ、ちょっと私がいいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（安藤利博君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員から本当にうれしい報告なんですけれども、私はちょっと厳しい指摘をさせていただきたいと思うのが、先月、立て続けに市民の方から、いわゆる窓口対応が非常に不親切だと。下山委員からもありました。私も本庁の対応について、非常に厳しい意見をいただきました。要するに、1件については、戸籍の確認という部分でなかなかできにくい状況だったのかもしれないんですが、その対応する職員の方が上から目線といいますか、無神経な発言もあったというようなことを聞いて。その方が瀬戸内市の方で、それでわざ

わざ3回も来たんだけど、なかなかいいように事務処理ができなかったと。いわゆる言葉の投げかけが非常に冷たい言い方というか、捉え方にもよると思うんですけど、いかんせん父親を亡くした状況の中での、非常に怒り心頭でしたので。それで、その後、また違う方から、多分税の関係だと思えます。詳しいことはあまり私も聞かなかったんですが、その口座の確認をするのに、銀行口座がここですよと言ったら、いかにも、そんなもん分かりませんというような感じで、違いますよという感じで言われたんだというような指摘がありました。

そうした状況が立て続けに届くということで、私も申し訳ないですということは言ったんですけども、市民に接する窓口、本当に毎日大変だと思うんですけど、分からない状況の市民の方が来られてるんで、丁寧な対応をぜひともするように、研修の強化という部分でぜひともお願いしたい。先日も専決処分ということで農林課の事務処理でありましたんで、そういう部分も含めて、研修の強化という部分でぜひともお願いしたいなというふうに思います。

ぜひとも前田副市長の御意見をお願いしたいと思います。先ほどから副市長、お答えいただいていますんで、よろしくをお願いします。

○副市長（前田正之君） 副委員長。

○副委員長（安藤利博君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 先ほどからいただきました御指摘について、確かに私も、自分自身も含めてですが、赤磐市にもいろんな生活をされている中で、いろんな手続、いろんな相談、そういったものを市役所、市の出張所に来られるかと思えます。私自身も気をつけないといけません。それは何かというと、事務的な手続のことをお話するだけではなくて、今この市民の方、お客様がどういった状態の中で何を求められているのかということを考えながら、事務の手続のことについて触れていかななくてはいけないということだと思います。しっかりと私が先頭になって、職員の幹部を中心に職員全域に、事務のもちろん勉強もですが、人間教育として、そういったことにもしっかりと、研修はもとより、日常の事務の空間の中でもそういったことをお互い触れ合えるように努めてまいりたいと思います。いろいろと御迷惑をかけておりますが、今後やっていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ、替わります。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、その他についてありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） ないようでございますので、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、前田副市長より御挨拶をお願いします。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は、大変お忙しい中、総務常任委員会、時間を延長していただきまして、予定の議第56号からの議案につきまして慎重に御審査いただきましてありがとうございました。また、進捗状況、その他の項目でいろいろと御意見をいただいたことを、今年度は残り数か月になっておりますが、しっかりとかみしめながら推進してまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございました。

なお、次回の委員会を来年の1月20日金曜日の10時から予定させていただきますので、予定をお願いしたいと思います。

それでは、これで本日の総務常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時38分 閉会